

(4) この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については従前のおり取り扱うものとした。

◇熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

- 1 特別地域内で知事の許可を要する行為として、知事が指定する物の集積又は貯蔵等を追加することとした。
- 2 特別地域の一定の区域内への立入人数等を調整する利用調整地区制度を創設することとした。
- 3 特別地域等の行為規制に違反した者等に対して、その行為の中止を命ずることができるようにするとともに、当該工作物等を承継した者に対して原状回復等を命ずることができることとした。
- 4 良好な自然風景地を保全する目的で、県、市町村又は特定非営利活動法人等と土地所有者とが風景地保護協定を締結できる制度を創設することとした。
- 5 自然の風景地の保護に資する活動等を行う法人を、公園管理団体として指定することとした。
- 6 罰金の額の引上げ等所要の規定の整理を行うこととした。
- 7 この条例の施行前にした行為に係る罰則については、なお従前の例によることとした。
- 8 この条例は、平成16年7月1日から施行することとした。

◇熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立天草高等技術訓練校を廃止するため、関係規定を整理することとした。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立技術短期大学校の授業料及び聴講料の額を改定することとした。

区 分	改定前		改定後	
授業料	年額	296,500円	年額	337,900円
聴講料	1単位	3,800円	1単位	4,300円

- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 1 電気通信事業法の一部改正により、電気通信事業者の第一種及び第二種の区分が廃止されるため、関係規定を整理することとした。
- 2 この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県道路占用料徴収条例の一部改正
 占用料は「熊本市」「熊本市以外の市」「町村」に区分し、その算定基礎は固定資産税評価額を基礎としているが、市町村合併により新たな市になったことをもって、旧町村の区域の占用料を条例別表に定める地域区分の「熊本市以外の市」の額に引き上げるのは適当でないため、旧町村区域における平成17年度分の占用料については、「町村」区域の額に据え置く経過措置を設けることとした。
- 2 熊本県流水占用料等徴収条例の一部改正
 土地占用料は「市の区域」「町村の区域」に区分し、その算定に当たっては地価を参考に設定しているが、市町村合併により新たな市になったことをもって、旧町村区域の占用料を条例別表に定める「市の区域」の額に引き上げるのは適当でないため、旧町村の区域内に係る平成17年度分までの土地占用料は、「町村の区域」の額に据え置く経過措置を設けることとした。
- 3 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部改正
 占用料は「市の区域」「町村の区域」に区分し、その算定に当たっては地価を参考に設定しているが、市町村合併により新たな市になったことをもって、旧町村区域の占用料を条例別表に定める「市の区域」の額に引き上げるのは適当でないため、旧町村の区域内に係る平成17年度分までの占用料は、「町村の区域」の額に据え置く経過措置を設けることとした。
- 4 熊本県一般海域管理条例の一部改正
 使用料は「市の区域」「町村の区域」に区分し、その算定に当たっては地価を参考に設定しているが、市町村合併により新たな市になったことをもって、旧町村区域の使用料を条例別表に定める「市の区域」の額に引き上げるのは適当でないため、旧町村の区域内に係る平成17年度分までの使用料は、「町村の区域」の額に据え置く経過措置を設けることとした。
- 5 この条例は、平成16年3月31日から施行することとした。